

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2020年12月11日（金曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

愛知県岡崎市康生町515番地33

岡崎ニューグランドホテル 3階 飛竜の間

議案

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役8名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件

<新型コロナウイルス感染症への対応について>

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、極力、インターネット又は書面による議決権行使をご推奨申し上げます。

本年は感染症拡大防止として座席の間隔を広げることから、ご用意できる座席数が少なくなるため、座席数を超えた場合はご入場をお断りさせていただくこととなりますのであらかじめご了承下さい。

なお、株主総会当日は、ご出席株主様への新型コロナウイルス感染防止として、以下の対応をいたします。ご理解を賜りますようお願いいたします。

- ・お土産の配布を実施いたしません
- ・東岡崎駅・会場間の送迎バスの運行を実施いたしません
- ・試食・試飲を実施いたしません



自然の恵みから、おいしさと健康を。

marusan



(証券コード：2551)
2020年11月24日

株 主 各 位

愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地

マルサンアイ株式会社

代表取締役社長 渡 辺 邦 康

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご愛顧を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時の新型コロナウイルスの感染者の発生状況を踏まえすと、引き続き新型コロナウイルス感染防止が必要な状況にあります。このような状況を慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては適切な感染防止策を実施の上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、このような状況にも鑑み、感染予防の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネット又は書面により事前の議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、以下のご案内に従って2020年12月10日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年12月11日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 愛知県岡崎市康生町515番地33 岡崎ニューグランドホテル3階飛竜の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第69期（2019年9月21日から2020年9月20日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（2019年9月21日から2020年9月20日まで）計算書類の内容報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件

以 上

(お知らせ) 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.marusanai.co.jp/ir_kihon.html) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表となります。

事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.marusanai.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承下さいますようお願い申し上げます。

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。

議決権行使 についてのご案内

5頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただく場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2020年12月11日(金曜日)

午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参
いただき、会場受付にご提出下さい。

事前にご行使いただける場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2020年12月10日(木曜日)
午後5時30分到着分まで

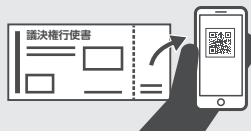


同封の議決権行使書用紙に議案に
対する賛否をご表示いただき、行使
期限までに当社株主名簿管理人に
到着するようご返送下さい。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2020年12月10日(木曜日)
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下
「スマートフォン用議決権行使ウェブ
サイトログインQRコード」をスマートフォ
ンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2020年12月10日(木曜日)
午後5時30分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙
に記載の議決権行使コード及びパスワード
をご利用のうえ、画面の案内に従って
議案に対する賛否をご登録下さい。
詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

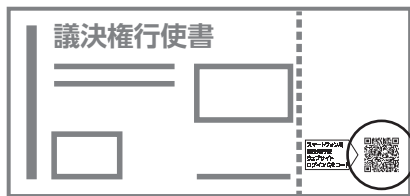
議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

●「スマート行使」によるご行使●

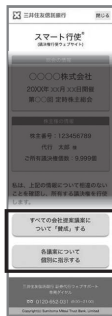
①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

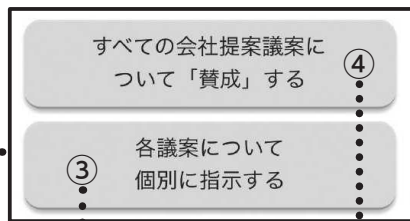


※QRコード[®]は、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力下さい。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

! 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスしていただくことも可能です)。

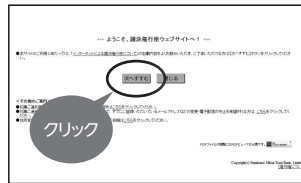
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

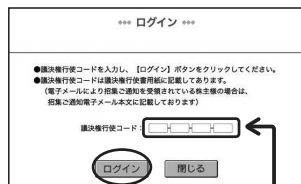
●パソコン等によるご行使●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



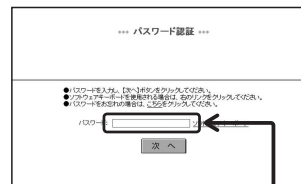
②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力下さい。



③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力下さい。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当金につきましては、安定的に基本1株当たり30円の方針です。それを基とし、利益状況に応じて検討してまいります。

当期の配当金につきましては、上記の方針に基づき、当事業年度の業績、経営環境及び今後の事業展開などを勘案し、基本の30円に30円を加え普通配当60円とし、また、2021年3月7日に会社設立70周年を迎えることから、普通配当60円に70周年記念配当10円を加え、1株につき70円とさせていただきますたく存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 70円（普通配当60円、70周年記念配当10円）
総額 159,704,160円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年12月14日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

より機動的な配当政策及び資本政策を行うため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当、自己株式の取得等を取締役会決議によって行えるよう、変更案第40条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、現行定款第7条（自己の株式の取得）は、削除するものであります。

また、剰余金の配当の基準日に関する規定を整備するため、変更案第41条（剰余金の配当の基準日）のとおりの変更を行い、現行定款第42条（中間配当）は、削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第7条 <u>（自己の株式の取得）</u> <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第40条（条文省略） （新設）</p> <p>第41条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年9月20日とする。 （新設）</p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第42条 <u>（中間配当）</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年3月20日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第43条（条文省略）</p>	<p>（削除）</p> <p>第7条～第39条（現行どおり）</p> <p>第40条（剰余金の配当等の決定機関） <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>第41条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年9月20日とする。 2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年3月20日とする。</u> 3. <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>（削除）</p> <p>第42条（現行どおり）</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会集結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、常務取締役倉橋良二氏及び取締役兼子明氏は、当社役員規程に定める役員の定年により、本総会集結の時をもって退任となります。

当社の取締役は、定款の定めにより、15名以内とし、社内取締役に关しましては、各部門の業務に精通し、事業運営及び経営管理に関する豊富な知識や経験、能力を有し、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できる者を候補者としております。

社外取締役に关しましては、多様な視点、経験豊富で高い専門性を有している人材を候補者としております。なお、当社における社外役員の独立性判断基準に关しましては、名古屋証券取引所が定める独立役員にかかる独立性基準に基づき、独立性を判断することとしております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (年齢)	現在の当社における地位及び (担当)	取締役会 出席率 (出席回数/開催回数)
1 再任	わた なべ くに やす 渡 辺 邦 康 (満64歳)	代表取締役社長	100% (16回/16回)
2 再任	さかい のぶ よし 堺 信 好 (満62歳)	常務取締役 (経営企画部長 (兼) 管理担当)	100% (16回/16回)
3 再任	あさ お ひろ あき 浅 尾 弘 明 (満61歳)	取締役 (開発担当)	100% (16回/16回)
4 再任	か どう いち ろう 加 藤 一 郎 (満56歳)	取締役 (営業統括部長 (兼) 営業BPR室長)	100% (12回/12回)
5 再任	いな がき ひろ ゆき 稻 垣 宏 之 (満56歳)	取締役 (生産統括部長)	100% (12回/12回)
6 新任	おか だ のぶ ゆき 岡 田 信 之 (満56歳)	(開発統括部長)	—% (一回/一回)
7 新任	いそ むら さとし 磯 村 智 (満56歳)	(管理統括部長)	—% (一回/一回)
8 再任	もり た ひさ お 森 田 尚 男 (満64歳)	社外取締役	100% (16回/16回)

(注) 加藤一郎氏及び稲垣宏之氏の取締役会出席率につきましては、2019年12月12日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社 株式の数
1	 <p>わた なべ くに やす 渡辺 邦康 (1956年11月10日)</p>	<p>1979年4月 当社入社 1983年5月 関東地区北関東グループ宇都宮営業所長 1999年9月 管理本部システム開発課長 2005年9月 総務人事部総務人事課長 2009年3月 管理統括部総務人事課長 2010年9月 管理統括部長(兼)総務人事課長 2010年12月 当社取締役就任 2011年9月 管理統括部長 2012年2月 丸三愛食品商貿(上海)有限公司董事就任 2015年4月 当社取締役副社長就任 2015年9月 管理担当 2015年12月 当社代表取締役社長就任(現任) 2017年1月 マルサンアイ(タイランド)株式会社取締役就任(現任) 2018年12月 丸三愛食品商貿(上海)有限公司董事長就任(現任)</p>	11,700株
<p>[取締役候補者とした理由] 当社に入社以来、営業、システム開発、人事、労務、財務など幅広い業務経験と知識を有しております。代表取締役社長就任後は、企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取り組んでおり、業容の拡大に貢献しております。今後も強いリーダーシップにより、当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社 株式の数
2	 <p data-bbox="269 508 459 586">さかい のぶ よし 堺 信好 (1958年9月16日)</p>	<p data-bbox="485 216 1120 654"> 1983年1月 当社入社 1993年7月 営業本部関西営業部神戸営業所長 2001年9月 営業本部西日本営業部大阪支店次長 2002年9月 営業本部西日本営業部大阪支店長 2006年9月 営業統括部西日本エリアマネージャー（兼） 大阪支店長 2009年12月 株式会社玉井味噌取締役就任 2010年9月 営業統括部西日本エリア長 2011年9月 営業統括部リテール営業部長 2013年9月 経営企画部長（現任） 2013年12月 株式会社玉井味噌代表取締役社長就任（現任） 2015年12月 当社取締役就任 2015年12月 管理担当（現任） 2019年12月 当社常務取締役就任（現任） </p>	5,200株
<p data-bbox="284 666 565 689">[取締役候補者とした理由]</p> <p data-bbox="269 697 1347 843"> 当社において営業拠点の責任者として、優れた組織管理・監督能力を発揮してまいりました。2013年からは経営企画部長として当社の利益管理や部門間を取りまとめ、業績の向上に着実な成果を上げるとともに、中期戦略事業計画策定の中心的な役割を担っております。現在は子会社の株式会社玉井味噌の代表取締役社長としても経営手腕を発揮しております。今後も当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としております。 </p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社 株式の数
3	 <p data-bbox="279 471 450 491">あさ お ひろ あき</p> <p data-bbox="279 495 450 551">浅尾 弘明 (1958年12月17日)</p>	<p>1982年 4月 当社入社</p> <p>1999年 9月 開発本部研究所所長補佐</p> <p>2005年 9月 研究所研究室長</p> <p>2007年 9月 生産統括部製造部副部長</p> <p>2008年 9月 生産統括部総括工場長</p> <p>2009年 9月 生産統括部副統括部長（兼）総括工場長</p> <p>2010年 9月 生産統括部長</p> <p>2011年12月 当社取締役就任（現任）</p> <p>2012年 9月 開発統括部長</p> <p>2012年12月 株式会社匠美取締役</p> <p>2013年12月 株式会社匠美代表取締役社長就任（現任）</p> <p>2015年 9月 開発担当（現任）</p>	7,600株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>当社の開発・研究部門及び生産部門の部門長を歴任し、商品開発、基礎研究並びに事業運営及び経営管理に関する豊富な経験や知識、能力を有しており、現在は子会社の株式会社匠美の代表取締役社長としても経営手腕を発揮しております。また、中国関連会社やタイ王国販売子会社の事業運営等に関しても深く関わり、グローバルな事業経営に関する見識と職務経験を有しております。今後も当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社 株式の数
4	 <p>かとう いちろう 加藤 一郎 (1964年6月20日)</p>	<p>1987年 4月 当社入社 2007年 9月 営業統括部首都圏エリア東京支店第1課長 2008年 9月 営業統括部東日本エリア静岡支店長 2010年 9月 営業統括部東日本エリア東京支店長 2012年 9月 営業統括部東日本エリア代表 (兼) 東京支店長 2013年 3月 営業統括部東日本エリア代表 (兼) 東京支店長 (兼) 北海道営業所長 2014年12月 株式会社匠美取締役就任 (現任) 2015年 9月 営業統括部長 2017年 3月 営業統括部長 (兼) 営業BPR室長 (現任) 2019年12月 当社取締役就任 (現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 当社に入社以来、営業部門に従事し、営業拠点及び各エリアの部門長を歴任し、2015年からは営業統括部の責任者として、優れた組織管理・監督能力を発揮してまいりました。2014年からは子会社である株式会社匠美の取締役に就任し、事業運営及び経営管理に関する豊富な経験、知識、能力を有しております。当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としております。</p>	4,000株
5	 <p>いな がき ひろゆき 稲垣 宏之 (1964年11月6日)</p>	<p>1987年 4月 当社入社 2004年 9月 生産本部製造部飲料工場第3課長 2005年 9月 製造部飲料工場副工場長 (兼) 第4課長 2006年 9月 生産統括部製造部飲料工場長 2011年 9月 生産統括部みそ工場長 2014年 3月 生産統括部統括工場長 2014年12月 株式会社玉井味噌取締役就任 (現任) 2015年 3月 生産統括部統括工場長 (兼) 飲料工場長 2015年 9月 生産統括部長 (現任) 2016年 1月 マルサンアイ鳥取株式会社取締役就任 (現任) 2019年12月 当社取締役就任 (現任)</p> <p>[取締役候補者とした理由] 当社に入社以来、生産部門に従事し、当社生産工場の柱である飲料工場長、みそ工場長を歴任し、2015年からは生産統括部の責任者として、優れた組織管理・監督能力を発揮してまいりました。2014年からは子会社である株式会社玉井味噌の取締役に、2016年からは子会社であるマルサンアイ鳥取株式会社の取締役に就任し、事業運営及び経営管理に関する豊富な経験、知識、能力を有しております。当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としております。</p>	3,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社 株式の数
6	 <p>おか だ のぶ ゆき ※岡田 信之 (1964年1月2日)</p>	<p>1986年3月 当社入社 2005年6月 西日本営業部名古屋統括支店（みそ強化）次長 2005年9月 マーケティング部商品企画課長 2010年9月 営業統括部営業推進室商品戦略課長 2011年10月 営業統括部営業推進室長 2013年9月 開発統括部開発室長 2015年9月 開発統括部長（現任） 2018年12月 株式会社玉井味噌取締役就任（現任）</p>	2,187株
<p>[取締役候補者とした理由] 当社に入社以来、様々な部門に従事し、幅広い業務経験と知識を有しております。2015年からは開発統括部の責任者として、優れた組織管理・監督能力を発揮してまいりました。2018年からは子会社である株式会社玉井味噌の取締役に就任し、事業運営及び経営管理に関する豊富な経験、知識、能力を有しております。当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、新たに取締役候補者いたしました。</p>			
7	 <p>いそ むら さとし ※磯村 智 (1964年4月16日)</p>	<p>1987年4月 当社入社 2011年9月 管理統括部総務人事課長 2015年9月 管理統括部長（兼）総務人事課長 2016年1月 マルサンアイ鳥取株式会社取締役就任（現任） 2017年9月 管理統括部長（現任）</p>	284株
<p>[取締役候補者とした理由] 当社に入社以来、主に管理部門に従事し、法律、財務及び会計に関して豊富な知識と経験を有しております。2015年からは管理統括部の責任者として、優れた組織管理・監督能力を発揮してまいりました。2016年からは子会社であるマルサンアイ鳥取株式会社の取締役に就任し、事業運営及び経営管理に関する豊富な経験、知識、能力を有しております。当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、新たに取締役候補者いたしました。</p>			

候補者号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社 株式の数
8	 <p>もり た ひさ お 森田尚男 (1956年6月21日)</p>	<p>1990年4月 弁護士登録（日弁連、愛知県弁護士会） 箆法律事務所入所 2008年8月 朝涼法律事務所代表（現任） 2014年12月 当社取締役就任（現任）</p>	—
<p>[社外取締役候補者とした理由] 社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験を生かし、当社の社外取締役として取締役会において独立性・公正性・株主目線を保ちつつ、審議議案に対し提言を行うことができる資質を有しております。当社のコーポレート・ガバナンス体制強化のための適切な役割を果たし、貢献いただいておりますことから、引き続き社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 森田尚男氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
4. 森田尚男氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出をしております。
5. 責任限定契約について
 当社と森田尚男氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第28条の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。
6. 候補者岡田信之氏及び磯村 智氏の上記所有する当社株式の数には、当社従業員持株会における本人の持分株数が含まれております。

第4号議案 監査役3名選任の件


監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（年齢）	現在の当社における 地位及び（担当）	監査役会		取締役会	
			出席率（出席回数／開催回数）	出席率（出席回数／開催回数）	出席率（出席回数／開催回数）	出席率（出席回数／開催回数）
1	新任 なる せ 瀬 さとる 悟（満59歳）	（内部監査室長）	—%（一回／一回）	—%（一回／一回）	—%（一回／一回）	—%（一回／一回）
2	再任 うね べ やす のり 畝 部 泰 則（満64歳）	社外監査役	100%（8回／8回）	100%（16回／16回）	100%（16回／16回）	100%（16回／16回）
3	再任 あら い かず ひろ 新 井 一 弘（満56歳）	社外監査役	100%（8回／8回）	100%（16回／16回）	100%（16回／16回）	100%（16回／16回）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位	所有する当社株式の数
1	 <p>なる せ さとる ※成瀬 悟 (1961年7月8日)</p>	<p>1984年 3月 当社入社 2008年 9月 西日本エリア名古屋統括支店次長（兼）第二課長 2009年 4月 西日本エリア名古屋支店次長（兼）第三課長 2012年 9月 内部監査室主事 2013年 3月 内部監査室長（現任）</p>	1,035株
<p>[監査役候補者とした理由] 当社において、営業部門に従事し、営業拠点の責任者として、2012年からは内部監査室責任者として、優れた組織管理・監督能力を発揮してまいりました。こうした長年にわたる経験から高い知見を有し、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できるものと判断し、新たに監査役候補者といたしました。</p>			
2	 <p>うね べ やす のり 畝部 泰則 (1956年8月4日)</p>	<p>1980年 4月 東京国税局入局 1992年 7月 東京国税局退職 1992年 8月 畝部和男税理士事務所入所 1992年 9月 税理士登録 1997年 4月 畝部泰則税理士事務所開業（現任） 1999年12月 当社監査役就任（現任）</p>	—
<p>[社外監査役候補者とした理由] 社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり税理士として活躍しており、財務及び会計に関して豊富な知識と経験を有しております。その知識と経験に基づく高い専門的知見から、当社のコンプライアンス及びコーポレートガバナンスの維持・向上に貢献いただいておりますことから、引き続き社外監査役候補者としております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位	所有する当社株式の数
3	 <p>あらい かい ひろ 新井一弘 (1965年12月15日)</p>	<p>1992年 2月 前田会計事務所入所 1993年12月 同所副所長 1999年 2月 税理士登録 2002年 6月 たくま税理士法人代表（現任） 2002年12月 当社監査役就任（現任） 2002年12月 株式会社匠美監査役就任（現任） 2004年 2月 株式会社玉井味噌監査役就任（現任） 2016年 1月 マルサンアイ鳥取株式会社監査役就任（現任）</p>	—
<p>[社外監査役候補者とした理由] 社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり税理士として活躍しており、財務及び会計に関して豊富な知識と経験を有しております。当社はじめグループ会社における豊富な経験とその高い専門性から、当社及びグループ会社の内部統制の維持・向上に重要な役割を果たしており、引き続き社外監査役候補者としております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
3. 畝部泰則氏及び新井一弘氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者に関する特記事項は次のとおりであります。
- (1) 当社は社外監査役候補者のうち、畝部泰則氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (2) 当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって畝部泰則氏が21年、新井一弘氏が18年となります。
5. 監査役との責任限定契約について
当社は、定款第37条の規定に基づき、畝部泰則氏及び新井一弘氏との間で責任限定契約を締結しております。また、成瀬 悟氏が監査役に就任した場合、同様の契約を締結することを予定しております。その契約内容は次のとおりであります。
監査役の新会社法第423条第1項の責任について監査役として職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度として責任を負うものとする。
6. 候補者成瀬 悟氏の上記所有する当社株式の数には、当社従業員持株会における本人の持分株数が含まれております。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項**(1) 事業の経過及びその成果**

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税後の家計支出が減少し景況感も悪化した中で、新型コロナウイルス感染症の全世界への拡大により、大変厳しい状況で推移しました。

みそ業界におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「巣ごもり消費」により、みその国内の家庭内消費量は一時的に増加したものの、コロナ禍の影響により輸出量が減少したため、全体的には需要減退となっております。

豆乳業界におきましても、同様の傾向が見られましたが、基本的には健康志向の高まりを背景に市場が拡大しており、豆乳生産量は2019年に過去最高を記録し、2020年も順調に推移しております。

このような環境の中で、当社グループは「健康で明るい生活へのお手伝い」を企業理念に定め、安全で安心できる製品の供給に努めるとともに、原価高騰への対策としてコスト削減に努め、経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

この結果、売上高は、豆乳及び飲料が好調に推移したため294億66百万円（前期比7.6%増）、営業利益は、売上高の増加及びコスト削減に努めたことにより9億14百万円（前期比135.3%増）、経常利益は、営業利益の増加により9億20百万円（前期比137.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、2019年12月18日に公表した「純正こうじみそ750g」自主回収に伴う製品自主回収関連費用を計上したこと、また前連結会計年度は、当連結会計年度を上回る補助金収入を計上しており、前連結会計年度に比べ1億73百万円減少し7億15百万円（前期比19.5%減）となりました。

当連結会計年度の各部門別売上高は、次のとおりであります。

部 門 別	第 68 期 (2018年9月21日から 2019年9月20日まで)		第 69 期 (2019年9月21日から 2020年9月20日まで)		対前連結会計年度 比較増減率
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
	百万円	%	百万円	%	%
生 み そ	3,927	14.3	3,716	12.6	△5.4
調 理 み そ	371	1.4	356	1.2	△4.2
即 席 み そ	435	1.6	470	1.6	8.0
液 状 み そ	223	0.8	212	0.7	△5.2
み そ 事 業 計	4,958	18.1	4,755	16.1	△4.1
豆 乳	18,034	65.9	19,980	67.8	10.8
飲 料	2,228	8.2	2,497	8.5	12.1
豆 乳 飲 料 事 業 計	20,262	74.1	22,477	76.3	10.9
そ の 他 食 品 事 業	2,133	7.7	2,213	7.5	3.8
技 術 指 導 料 そ の 他	18	0.1	18	0.1	1.2
合 計	27,373	100.0	29,466	100.0	7.6

① みそ事業

生みそ及び調理みその売上が減少したため、売上高は、47億55百万円（前期比4.1%減）となりました。

<生みそ>

「純正こうじみそ750g」の自主回収、また前期はメディアの影響により赤だしみその出荷が突出しましたが、その反動もあり、売上高は、37億16百万円（前期比5.4%減）となりました。

<調理みそ>

主力製品である「酢みそ」等の売上が減少したため、売上高は、3億56百万円（前期比4.2%減）となりました。

<即席みそ>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、主に備蓄傾向及び内食化が進んだため、売上高は、4億70百万円（前期比8.0%増）となりました。

<液状みそ>

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、主に販売促進の機会が減少したため、売上高は、2億12百万円（前期比5.2%減）となりました。

② 豆乳飲料事業

豆乳及び飲料が好調に推移したため、売上高は、224億77百万円（前期比10.9%増）となりました。

<豆乳>

全体的に順調でしたが、特に1000mlタイプの無調整豆乳が好調に推移し、売上高は、199億80百万円（前期比10.8%増）となりました。

<飲料>

第3のミルクが好調に推移したため、売上高は、24億97百万円（前期比12.1%増）となりました。

③ その他食品事業

「豆乳で作られたヨーグルト」がメディアで取り上げられたこともあり、「豆乳グルト」が好調に推移したため、売上高は、22億13百万円（前期比3.8%増）となりました。

④ 技術指導料その他

技術指導料として、売上高18百万円（前期比1.2%増）を計上いたしました。

(2) 設備投資等の状況

会社名	セグメントの名称	金額	主な内容
マルサンアイ株式会社	みそ事業	225 百万円	みそ検査装置
	豆乳飲料事業	627	豆乳飲料製造関連装置
	その他食品事業	54	豆乳グルト製造機械
	共通	811	倉庫
株式会社匠美	豆乳飲料事業	758	豆乳飲料製造関連装置
株式会社玉井味噌	みそ事業	103	調理みそ生産設備
マルサンアイ鳥取株式会社	豆乳飲料事業	4	豆乳飲料製造関連装置
丸三愛食品商貿(上海)有限公司	共通	—	—
マルサンアイ(タイランド)株式会社	共通	—	—
合	計	2,584	

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資等の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入金により充当いたしております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く社会環境は、内外の諸事情から見ましても今後とも厳しい状況が予想されます。

こうした中、当社グループは2021年9月期を初年度とした第三次中期経営計画を策定し、対処すべき課題に取り組んでおります。本計画では企業理念「健康で明るい生活へのお手伝い」、品質方針「お客様満足を追求し、全ての品質を進歩させ、企業ブランドの向上を図る」のもと、みそ・豆乳を主力に、大豆のプロとして存在価値を高めていくとともに、食を通じて社会に必要とされる企業を目指してまいります。

1. マルサングループの目指す姿（戦略骨子）

食を通じて社会に必要とされる企業

（大地の恵みのリーディングカンパニー）

2. 基本戦略

- (1) 基幹事業の拡大と3ド（鮮度・チルド・アーモンド）+バルク、海外への挑戦
- (2) 中長期を見据えた独自開発、技術力強化・伝承
- (3) 食品・安全方針、品質方針の実行
- (4) ローコスト体質強化で収益力向上
- (5) 働き方改革、人材活躍の推進
- (6) 持続可能な開発と企業活動（SDGs対応）

3. 財務戦略

- (1) 売上の拡大…300億円以上
- (2) 営業利益率の向上…4%以上
- (3) 投資と資本政策を支えるCFの創出

4. 成長投資方針

収益の安定的な確保の為、既存工場の再配置設備、安全・安心、人材育成投資も積極的に行うとともに広告宣伝、研究開発に注力していく。

海外においては引き続き中国、東南アジア拡大を視野に入れ投資をしていく。

5. 自己資本の拡大

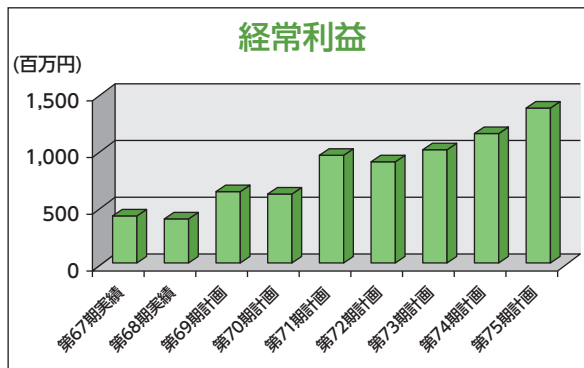
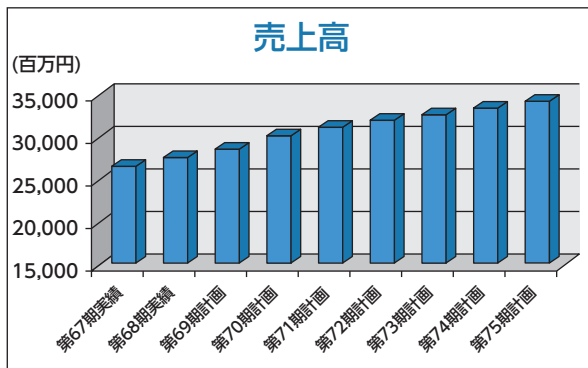
自己資本比率30%以上、ROE 10%以上を目指していく。

6. 株主配当方針

安定的に基本1株当たり30円の方針です。

それを基本とし、利益状況に応じて検討してまいります。

マルサングループ中期経営計画（2020年6月8日公表）



7. 内部統制の充実

内部統制システムに関する基本方針に基づくコンプライアンス遵守体制及びリスク管理体制の更なる充実。

8. コーポレートガバナンスの強化

持続的成長と中長期的な企業価値の向上。

9. 環境対策

企業活動を通じて人間と自然が共生できる環境の創造と、持続的発展が可能な社会づくりに貢献します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	第 66 期 (2016年9月21日から 2017年9月20日まで)	第 67 期 (2017年9月21日から 2018年9月20日まで)	第 68 期 (2018年9月21日から 2019年9月20日まで)	第 69 期 (2019年9月21日から 2020年9月20日まで)
売上高 (百万円)	25,345	26,340	27,373	29,466
営業利益 (百万円)	710	379	388	914
経常利益 (百万円)	922	414	387	920
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	413	1,146	889	715
1株当たり当期純利益	180円90銭	502円47銭	389円68銭	313円81銭
総資産 (百万円)	23,944	23,475	24,052	25,855
純資産 (百万円)	4,203	5,276	5,956	6,496

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社 美匠	富山県中新川郡立山町東大森289番地2	38 百万円	90.0 %	清涼飲料水の加工・販売
株式会社 玉井味噌	長野県東筑摩郡筑北村坂井561番地	45 百万円	70.0 %	みその製造・販売
マルサン アイ鳥取 株式会社	鳥取県鳥取市河原町西円通寺字畑ケ中 81番1	250 百万円	100.0 %	豆乳及び飲料の製造
丸三愛食品 商貿(上海) 有限公司	中華人民共和国上海市閔行区宜山路 2016号合川大廈7楼C室	540 万元	100.0 %	中国国内におけるみそ及 びみそ関連製品の開発・ 製造・販売 豆乳及び飲料等の販売
マルサン アイ(タイ ランド) 株式会社	32/25 Sino-Thai Tower4F., Sukhumvit 21 Rd. (Asoke), Klongtoey-Nua,Wattana,Bangkok 10110,Thailand	2,000 万バツ	99.9 %	タイ国内におけるみそ、 みそ関連製品、豆乳及び 飲料等の販売

(7) 主要な事業内容

大豆を主原料とするみそ（生みそ、調理みそ、即席みそ）、豆乳、無菌充填技術を活かした飲料類、水（ミネラルウォーター）、その他食品の製造販売。

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名 称	住 所
本社及び本社工場	愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地
物流センター	愛知県岡崎市仁木町五反田199番地
関東工場	群馬県利根郡みなかみ町政所1010番地
北海道営業所	北海道札幌市豊平区平岸三条7丁目11番15号 ジャムビル3階
東北支店	宮城県仙台市泉区市名坂字御釜田147番地1 アンジュ市名坂1階
北関東支店	栃木県小山市城東1丁目4番24号 TSビルV2階
東京支店	東京都渋谷区代々木3丁目28番6号 いちご西参道ビル2階
北陸営業所	石川県金沢市新神田1丁目9番20号 中仙ビル1階
静岡支店	静岡県静岡市葵区沓谷6丁目20番1号 ル・シエル102号
名古屋支店	愛知県長久手市蟹原911番地
大阪支店	大阪府茨木市舟木町19番3号
岡山支店	岡山県岡山市北区春日町5丁目10番 レポース春日101号
広島支店	広島県広島市東区若草町15番地1号 前田ビル3階
九州支店	福岡県福岡市博多区博多駅南1丁目7番22号 ブックローン福岡ビル3階B室

(注) 2020年10月19日付にて北関東支店は、群馬県高崎市田町57-1 太陽生命高崎ビル5Fへ移転いたしました。

② 子会社

会社名	名 称	住 所
株式会社匠美	本社及び東大森工場	富山県中新川郡立山町東大森289番地2
	坂井沢工場	富山県中新川郡立山町坂井沢154番地1
株式会社玉井味噌	本社及び本社工場	長野県東筑摩郡筑北村坂井561番地
マルサンアイ 鳥取株式会社	本社及び本社工場	鳥取県鳥取市河原町西円通寺字畑ケ中81番1
丸三愛食品商貿 (上海) 有限公司	本社	中華人民共和国上海市閔行区宜山路2016号 合川大厦7楼C室
マルサンアイ(タイラ ンド) 株式会社	本社	32/25 Sino-Thai Tower4F.,Sukhumvit 21 Rd. (Asoke), Klongtoey-Nua,Wattana, Bangkok 10110,Thailand

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
426 [125] 名	5名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員は、契約・嘱託従業員 (51名)、パート従業員 (46名)、人材派遣 (39名) 及びアルバイト従業員 (10名) の総数です。なお、アルバイト従業員数は、一人当たり1日8時間で換算して算出しております。
3. 従業員数には、出向者 (2名) は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社山陰合同銀行	1,575 百万円
株式会社鳥取銀行	1,342
鳥取市	1,155
株式会社三菱UFJ銀行	729
株式会社みずほ銀行	724
岡崎信用金庫	386
株式会社三井住友銀行	375
株式会社滋賀銀行	202
碧海信用金庫	184
株式会社百五銀行	176

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
(2) 発行済株式の総数 2,296,176株 (自己株式 14,688株を含む)
(3) 株主数 3,037名 (前期末比 2名増)
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 佐 藤 産 業	305,060 株	13.37 %
佐 藤 公 信	180,684	7.92
マルサンアイ取引先持株会	173,800	7.62
石 田 典 子	91,366	4.00
福 島 裕 子	91,366	4.00
マルサンアイ従業員持株会	85,280	3.74
佐 藤 明 子	41,660	1.83
ひかり味噌株式会社	40,000	1.75
石 田 治 夫	39,960	1.75
福 島 重 喜	39,960	1.75

(注) 持株比率は、自己株式 (14,688株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 辺 邦 康	丸三愛食品商貿（上海）有限公司董事長 マルサンアイ（タイランド）株式会社取締役
常務取締役	倉 橋 良 二	営業担当
常務取締役	堺 信 好	経営企画部長（兼）管理担当 株式会社玉井味噌代表取締役社長
取締役	兼 子 明	生産担当 マルサンアイ鳥取株式会社代表取締役社長
取締役	浅 尾 弘 明	開発担当 株式会社匠美代表取締役社長
取締役	加 藤 一 郎	営業統括部長（兼）営業BPR室長 株式会社匠美取締役
取締役	稲 垣 宏 之	生産統括部長 株式会社玉井味噌取締役 マルサンアイ鳥取株式会社取締役
取締役	森 田 尚 男	弁護士（朝涼法律事務所代表）
常勤監査役	寺 川 和 成	
監査役	畝 部 泰 則	税理士（畝部泰則税理士事務所所長）
監査役	新 井 一 弘	税理士（たくま税理士法人代表） 株式会社匠美監査役 株式会社玉井味噌監査役 マルサンアイ鳥取株式会社監査役

- (注) 1. 取締役森田尚男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役畝部泰則氏及び新井一弘氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役森田尚男氏及び監査役畝部泰則氏を、名古屋証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役畝部泰則氏及び新井一弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び各監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	8名 (1名)	119,748千円 (5,010千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3名 (2名)	17,126千円 (4,140千円)
合 計	11名	136,874千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額21,427千円は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2010年12月9日開催の第59回定時株主総会において年額2億円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2010年12月9日開催の第59回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役森田尚男氏は、朝涼法律事務所代表を兼務しております。なお、同氏、同氏の近親者及び朝涼法律事務所は、過去並びに現在において、当社の株式を保有していないことから、当社と同氏との間に特別の利害関係はございません。

社外監査役畝部泰則氏は畝部泰則税理士事務所所長を兼務しております。なお、当社は同税理士事務所との間に特別な関係はありません。

社外監査役新井一弘氏はたくま税理士法人の代表を兼務しております。なお、当社は同税理士法人との間で税務相談等の取引があります。また、同氏は当社の連結子会社である株式会社匠美、株式会社玉井味噌及びマルサンアイ鳥取株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社は各社との間でそれぞれ水、みそ及び豆乳等の生産委託の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	森田尚男	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、必要に応じて弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監査役	畝部泰則	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に、監査役会8回のうち8回に出席し、必要に応じて税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監査役	新井一弘	当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に、監査役会8回のうち8回に出席し、必要に応じて税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

③ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額
該当事項はありません。

④ 社外役員の独立性判断基準

当社は、名古屋証券取引所が定める独立役員にかかる独立性基準に基づき、独立性を判断することとしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
三優監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

- | | |
|---|----------|
| ① 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,200千円 |
| ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 | 19,200千円 |
| ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 | 19,200千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認した上、当事業年度の監査予定時間及び報酬額見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断される場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任する方針であります。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針であります。

なお、監査役会は上記方針に基づき、会計監査人の解任又は不再任の検討を毎年実施いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための内部統制システムに関する基本方針について、取締役会において次のとおり決議いたしました。

- ① 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社グループは、「すべてのステークホルダーに対する企業価値の向上」を経営上の基本方針のひとつとし、その実現のためコンプライアンス委員会の設置をはじめとし、取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守することを徹底するとともに、これらに対する内部監査を実効的に行うための社内体制の整備・充実を図る。
 - ロ. コンプライアンス委員会は、当社グループの役員及び使用人がコンプライアンスを確実に実践するよう支援、指導する。
 - ハ. コンプライアンス委員会は、使用人のコンプライアンスの指針として、コンプライアンス委員会規程を制定し、その周知徹底及び社内教育を図るための指針となる「マルサンカード」を取締役及び使用人に交付する。
 - ニ. コンプライアンス委員会に社外委員を置き、社外委員が直接使用人から通報・相談を受け付ける内部通報制度を導入し、不正行為の早期発見と是正に努める。
 - ホ. 社外委員は、情報提供者を特定し得る情報を開示することなく、当該内部情報をコンプライアンス委員会に諮り、対応を検討する。
 - ヘ. コンプライアンス委員会では、定期的に会議を実施し、課題の抽出や改善策等の検討を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - ロ. 前項の情報の管理については、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行い、取締役及び監査役は、社内規程に基づきこれらの情報をいつでも閲覧できる。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社グループに係わる種々のリスクの予防、発見、管理のため、リスク管理委員会を設置し、リスク管理規程及び危機管理マニュアルに基づき、個々のリスクについて管理責任者を定め、リスク管理体制を明確化する。また、不測の事態が発生した場合、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努力する。

- ロ. リスク管理委員会は、当社各部門及び子会社ごとにリスクの状況を管理し、その結果を定期的に取り締役に報告し、当社グループ全体の問題点の把握と改善に努める。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、定期的に行われる定時取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会を実施し、法令や定款で定めた事項や経営に関する重要な意思決定、中期経営計画の策定・遂行や進捗状況を報告するとともに当社グループの業務執行状況等の報告を行う。
 - ロ. 役付取締役等により構成される戦略会議を毎月1回開催し、戦略会議において、経営上の重要事項及び業務執行を効率的に進める方法を討議する。
 - ハ. 取締役会は、前項に定める戦略会議の討議を考慮しながら役職員が共有する全社的な目標を定め、各業務執行担当取締役は、その目標達成のために各部門の指導及び助言を行う。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社の子会社及び関係会社（以下「子会社等」という）については、関係会社管理規程に基づき管理担当取締役が子会社等の業務の全般を統括管理し、個々の業務については、経営企画部門、総務人事部門、経理財務部門が管理する。
 - ロ. 子会社等のリスク予防・管理その他の業務運営の法令及び定款の遵守の状況を監査するため、当社の内部監査部門が定期的に監査を実施する。監査の結果、子会社等に損失の危険の発生を把握した場合には、直ちに当該子会社等の取締役、監査役、その他担当部署に報告する体制を構築する。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役が必要とした場合、監査役職務を補助すべき使用人を置く。なお、その場合、当該使用人は、監査役指揮命令下におく。
 - ロ. 当該使用人の人事及び人事処遇については、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。
 - ハ. 当該使用人の評価は、監査役会が行い、当該使用人の解任、人事異動、賃金等の改定に関する取締役会の決定については、監査役会の同意を得なければならない。監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとする。
 - ニ. 当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しない。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、取締役会、戦略会議等の重要な会議に出席できるとともに、必要に応じて意見を述べることができる。
 - ロ. 取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、職務の執行に関する不正行為、法令・定款に違反する事実、その他重要な事実が発生した場合、直ちに監査役に報告しなければならない。監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告及び情報提供を求めることができる。
監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止する。
また、監査役の職務を遂行する上で必要な費用の前払い、又は償還の手続き、その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を支払う。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、会計監査人、内部監査部門、顧問弁護士及びコンプライアンス委員会と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保する。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 当社グループの財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制委員会を設置する。
 - ロ. 財務報告に係る内部統制が有効に行われるよう、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行う。
- ⑩ 反社会的勢力を排除するための体制
- イ. 反社会的勢力及び団体と関わりのある企業、団体、個人とは、取引関係その他一切の関係を持たない。
 - ロ. 社会の秩序や企業の健全な活動に対して脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応する。
 - ハ. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合、危機管理マニュアルに基づいて対応する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買い付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきと考えております。

しかしながら、高値での売り抜け等の不当な目的による大量買い付けは、企業価値及び株主共同の利益を毀損する場合があります。そのような買収者から当社の企業価値や株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守ることは、経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買い付けに係る具体的な脅威が生じているわけではなく、当社において、いわゆる「買収防衛策」を定めるものではありません。当社は、現在の経営施策を着実に実行し、業績の向上を図り、企業価値を高めることが、買収防衛に繋がると考えております。

しかし、「買収防衛策」につきましては、重要な経営課題の一つと認識しており、各方面から様々なご意見、対応策等をお聞きする等、当社としての有効な対応策を今後も継続して検討してまいります。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、内部通報制度の実施状況、コンプライアンスに関する課題の抽出や改善策等の検討を行っております。

なお、コンプライアンスの周知徹底及び社内教育を図るための指針となる「マルサンカード(第13版)」を2020年9月に改訂し、当社グループの取締役及び使用人等に交付いたしました。

② リスク管理体制に関する取り組み

リスク管理委員会を四半期に1回開催し、当社グループで対応すべきリスクの評価、当該リスクへの対応策などの検討を行っております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための取り組み

取締役会については、16回開催(うち臨時取締役会4回)いたしました。取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために社外役員が常時出席いたしました。

そのほか、部長以上で構成される部長会を毎月開催し、戦略会議や取締役会で話し合われた内容の共有化を図るとともに、各部門における重点事項及び課題の報告やそれらの対策などの検討を行っております。

- ④ 内部監査の実施について
社長直轄部門である内部監査室が、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。
- ⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取り組み
監査役は、取締役、内部監査室担当者、その他使用人及び会計監査人とそれぞれ適宜意見交換を行いました。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための取り組み
内部統制委員が当社及び当社子会社の全社統制及びIT全般統制、業務プロセス統制、決算財務プロセス統制の整備と運用状況の評価を実施し、取締役会に報告いたしました。
- ⑦ 反社会的勢力を排除するための取り組み
契約書等に反社会的勢力の排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを総務人事課が継続的に実施いたしました。

-
- (注) 1. 事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。百分率は、表示単位未満を四捨五入しております。
2. 売上高などの記載金額には、消費税額は含まれておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年9月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	11,345,185	流 動 負 債	11,536,819
現金及び預金	3,059,566	支払手形及び買掛金	3,690,948
受取手形及び売掛金	5,138,637	短期借入金	835,000
たな卸資産	1,879,222	1年内返済予定の長期借入金	1,180,325
その他	1,271,339	未払法人税等	256,169
貸倒引当金	△ 3,580	賞与引当金	383,945
固 定 資 産	14,509,826	未払金	4,067,119
有 形 固 定 資 産	12,808,285	その他	1,123,312
建物及び構築物	4,679,441	固 定 負 債	7,821,855
機械装置及び運搬具	3,554,951	長期借入金	5,589,026
土地	3,004,916	退職給付に係る負債	1,255,061
建設仮勘定	1,409,220	資産除去債務	283,085
その他	159,755	繰延税金負債	619,373
無 形 固 定 資 産	198,133	その他	75,308
投資その他の資産	1,503,407	負 債 合 計	19,358,675
投資有価証券	165,290	純 資 産 の 部	
長期繰延税金資産	1,095,817	株 主 資 本	6,429,379
その他	259,848	資本金	865,444
貸倒引当金	△ 17,549	資本剰余金	629,828
資 産 合 計	25,855,012	利益剰余金	4,975,388
		自己株式	△ 41,281
		その他の包括利益累計額	44,853
		その他有価証券評価差額金	17,889
		為替換算調整勘定	△ 2,500
		退職給付に係る調整累計額	29,464
		非支配株主持分	22,104
		純 資 産 合 計	6,496,337
		負 債 純 資 産 合 計	25,855,012

連結損益計算書 (2019年9月21日から2020年9月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	29,466,259
売上原価	21,481,227
販売費及び一般管理費	7,985,031
営業外収益	7,070,571
営業利益	914,460
受取利息	6,231
デリバティブ評価益	6,608
持分法による投資利益	1,631
不動産賃貸収入	15,816
保険解約返戻金	12,102
その他	22,217
営業外費用	64,608
支払利息	27,666
シンジケートローン手数料	8,467
債権売却	15,076
その他	6,873
経常利益	58,082
特別利益	920,986
受補助金	42,106
特別損失	593,430
固定資産売却損	3,926
固定資産除却損	31,356
減損損失	397,287
製品自主回収関連費用	68,652
税金等調整前当期純利益	501,223
法人税、住民税及び事業税	1,055,300
法人税等調整額	363,347
当期純利益	△ 23,233
非支配株主に帰属する当期純利益	715,186
親会社株主に帰属する当期純利益	△ 760
	715,946

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書 (2019年9月21日から2020年9月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	865,444	629,828	4,396,332	△41,201	5,850,404
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 136,890		△ 136,890
親会社株主に帰属する 当期純利益			715,946		715,946
自己株式の取得				△ 80	△ 80
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	579,056	△ 80	578,975
当 期 末 残 高	865,444	629,828	4,975,388	△ 41,281	6,429,379

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	12,421	4,065	66,269	82,756	22,864	5,956,025
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△ 136,890
親会社株主に帰属する 当期純利益						715,946
自己株式の取得						△ 80
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,468	△ 6,565	△ 36,805	△ 37,902	△ 760	△ 38,663
当期変動額合計	5,468	△ 6,565	△ 36,805	△ 37,902	△ 760	540,312
当 期 末 残 高	17,889	△ 2,500	29,464	44,853	22,104	6,496,337

計算書類

貸借対照表 (2020年9月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額
科 目		
流動資産		11,182,715
現金及び預	金	2,443,517
受取手	金	123,686
売り掛	金	5,000,871
一ス債	権	4,478
商品及び製	品	699,977
仕掛	品	429,205
材料及び貯蔵	品	475,385
前渡	金	16,270
前払費	用	41,031
短期貸付	金	162,100
未収	金	1,497,822
その他	他	396,968
貸倒引当	金	△ 108,600
固定資産		8,649,618
有形固定資産		6,247,276
建物	物	1,374,519
構築物	置	420,555
機械及び装	備	1,044,811
車両運搬	具	3,213
工具、器具及び備	品	107,115
土地	地	2,708,582
一ス資	産	5,684
建設仮勘	定	582,794
無形固定資産		171,395
借地	権	31,883
ソフトウェア	ア	126,585
電話加入	権	8,637
その他	他	4,289
投資その他の資産		2,230,946
投資有価証券	券	165,290
関係会社株	式	540,950
出資	金	2,269
関係会社出資	金	169,026
関係会社長期貸付	金	33,700
破産更生債権	等	18,948
繰延税金資産	産	1,095,010
長期前払費	用	47,029
投資不動産	産	74,850
その他	他	101,414
貸倒引当	金	△ 17,542
資産合計		19,832,333

負 債 の 部		金 額
科 目		
流動負債		10,964,730
支払手形		221,029
買掛金		4,529,007
短期借入金		800,000
1年内返済予定の長期借入金		668,569
リース債	務	2,540
未払	金	3,888,811
未払費用		175,513
未払法人税等		232,833
預り	金	50,420
賞与引当	金	328,789
設備関係支払手形	形	66,576
その他	他	639
固定負債		3,460,507
長期借入金	金	1,825,764
リース債	務	3,598
退職給付引当	金	1,292,640
長期預り保証	金	71,710
資産除去債	務	266,794
負債合計		14,425,238
純資産の部		5,389,205
株主資本		865,444
資本金		865,444
資本剰余金		635,039
資本準備金		612,520
その他資本剰余金		22,519
利益剰余金		3,930,003
利益準備金		111,300
その他利益剰余金		3,818,703
別途積立金		489,000
繰越利益剰余金		3,329,703
自己株式		△ 41,281
評価・換算差額等		17,889
その他有価証券評価差額金		17,889
純資産合計		5,407,094
負債純資産合計		19,832,333

損益計算書 (2019年9月21日から2020年9月20日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売 上	高 価		29,043,984
売 上	原 価		21,322,454
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	総 利 益		7,721,530
営 業 外 収 益	業 務 利 益		6,583,153
受 取 配 当 金	利 息	3,264	
受 取 配 当 金	利 息	3,140	
デ リ バ イ ブ 評 価	益 料	6,608	
業 務 受 託	料	9,916	
不 動 産 賃 貸 収 入	金	15,336	
保 険 解 約 返 戻	金	12,102	
そ の 他		13,976	64,343
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		14,065	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数	料	8,467	
債 権 売 却	損	15,076	
貸 倒 引 当 金 繰 入	額	43,000	
そ の 他		5,741	86,350
特 別 常 利 益			1,116,369
特 受 取 保 険 金		42,106	42,106
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損		3,926	
固 定 資 産 除 却 損		27,140	
減 損 損 失		397,287	
製 品 自 主 回 収 関 連 費 用		68,652	
関 係 会 社 株 式 評 価 損		12,760	509,767
税 引 前 当 期 純 利 益			648,707
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		342,302	
法 人 税 等 調 整 額		△ 87,063	255,238
当 期 純 利 益			393,469

株主資本等変動計算書 (2019年9月21日から2020年9月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	865,444	612,520	22,519	635,039
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	865,444	612,520	22,519	635,039

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	111,300	489,000	3,073,124	3,673,424	△41,201	5,132,707
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△ 136,890	△ 136,890		△ 136,890
当 期 純 利 益			393,469	393,469		393,469
自 己 株 式 の 取 得					△ 80	△ 80
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	256,578	256,578	△ 80	256,498
当 期 末 残 高	111,300	489,000	3,329,703	3,930,003	△ 41,281	5,389,205

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	12,759	12,759	5,145,467
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△ 136,890
当期純利益			393,469
自己株式の取得			△ 80
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	5,129	5,129	5,129
当 期 変 動 額 合 計	5,129	5,129	261,627
当 期 末 残 高	17,889	17,889	5,407,094

独立監査人の監査報告書

2020年11月4日

マルサンアイ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 林 寛 尚 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉 川 雄 城 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マルサンアイ株式会社の2019年9月21日から2020年9月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルサンアイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年11月4日

マルサンアイ株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

名古屋事務所

指定社員 公認会計士 林 寛 尚 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉 川 雄 城 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルサンアイ株式会社の2019年9月21日から2020年9月20日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年9月21日から2020年9月20日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 当監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査役監査実施要綱、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月9日

マルサンアイ株式会社 監査役会

常勤監査役 寺川和成 ㊟

監査役 畝部泰則 ㊟

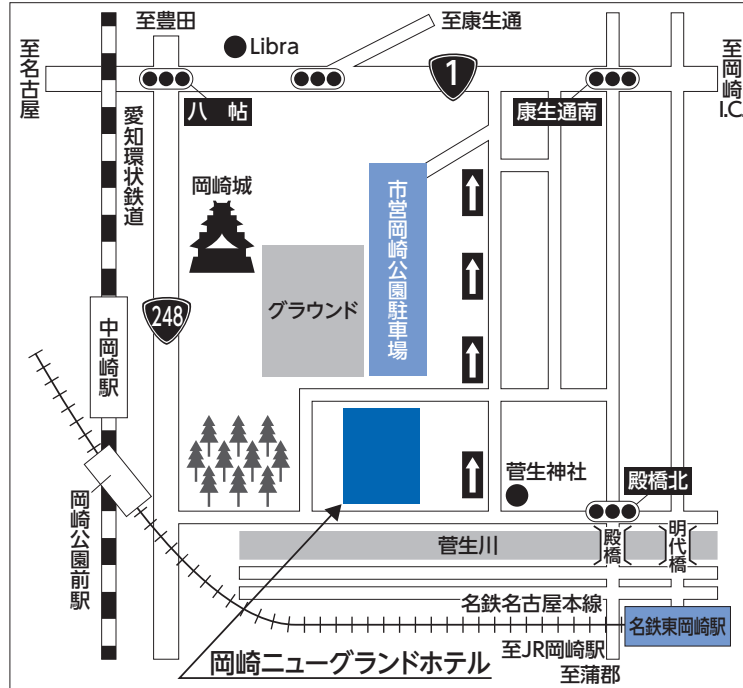
監査役 新井一弘 ㊟

(注) 監査役畝部泰則及び監査役新井一弘は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県岡崎市康生町515番地33
岡崎ニューグランドホテル3階飛竜の間
TEL (0564) 21-5111



●会場までの交通のご案内

名鉄東岡崎駅より	徒歩	約15分
愛知環状鉄道中岡崎駅より	徒歩	約10分
JR岡崎駅より	タクシー	約10分

※駐車場の収容台数に限りがありますので、ご了承下さい。